

平成 28 年 8 月 24 日
事 務 連 絡

各

各都道府県衛生主管部(局)長
地方厚生(支)局医事課長

 殿

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」
に関するQ&Aについて

平成 28 年 3 月 31 日付けで「電子処方せんの運用ガイドラインの策定について」(医政発 0331 第 31 号・薬生発 0331 第 11 号・保発 0331 第 27 号・政社発 0331 第 2 号)により「電子処方せんの運用ガイドライン」が発出されたことを踏まえ、同ガイドラインに関連する部分を改定した、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」を策定したところです。

今般、「電子処方せんの運用ガイドライン」の策定に伴い、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 2版」に関するQ&Aについて、別添のQ&Aを追加した上で、別紙のとおり「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」に関するQ&Aを策定しましたので、内容を御了知の上、貴管内の市町村(特別区を含む。)、関係機関及び関係団体等に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

なお、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第4. 3版」に関するQ&Aについては厚生労働省ホームページへの掲載も予定しているので、念のため申し添えます。

Q-29

医療情報を交換する「オープンなネットワーク接続」として SSL/TLS を用いることは可能か。

「電子処方せんの運用ガイドライン」では、ASP サービスを用いた仕組みとして、Web サービス利用時における SSL/TLS 接続について詳細に記載されているが、その他のインターネットを介した医療情報システムへの SSL/TLS 接続について遵守すべき事項はあるか？

- A 昨今、SSL/TLS についてプロトコルやソフトウェアの脆弱性をついた攻撃の報告が相次いでおり、SSL/TLS を用いても、適切に利用しなければ安全性を確保できません。

従って「電子処方せんの運用ガイドライン」と同等の対応が必要です。

例えば IPsec による VPN 接続等によるセキュリティの担保を行わず、インターネット等のオープンなネットワークを介し、HTTPS を用いて医療情報システムに接続する場合は、SSL/TLS のプロトコルバージョンを TLS 1.2 のみに限定した上で、クライアント証明書を利用した TLS クライアント認証を実施してください。

その際、TLS の設定はサーバ/クライアントともに、「SSL/TLS 暗号設定ガイドライン」（作成：CRYPTREC、発行：独立行政法人情報処理推進機構 セキュリティセンター）に規定される最も安全性水準の高い「高セキュリティ型」に準じた適切な設定が必要です。

また、いわゆる SSL-VPN は偽サーバへの対策が不十分なものが多く、医療情報システムでは原則として使用すべきではありません。

平成 28 年 8 月 25 日

平素より厚生労働行政に御協力いただき、厚く御礼申し上げます。

先般、通知致しました事務連絡「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4. 3 版に関する Q & A について」(厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室) につきまして、別紙となる「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4. 3 版」に関する Q & A」の添付が漏れてしまい、大変ご迷惑をお掛けした事を、深くお詫び申し上げます。

改めまして、以下の書類を再送させて頂きたく、どうかよろしくお願い致します。

【同封書類】

- 事務連絡「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4. 3 版に関する Q & A について」
- 別紙「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4. 3 版」に関する Q & A」

(照会先)

厚生労働省政策統括官付情報化担当参事官室

情報政策推進係 西山

(mail) nishiyama-masahiro@mhlw.go.jp

(電話) 03-5253-1111 (7427)

